

11月は児童虐待防止推進月間です～いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声～

▷問い合わせ先＝子ども課子ども福祉係(☎内線193)



子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？

- ▷子どもについて
 - ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある。
 - ・不自然な傷や打撲の痕がある。
 - ・衣類や体がいつも汚れている。
 - ・表情が乏しい、活気がない。
 - ・夜遅くまで、一人で遊んでいる。
- ▷保護者について
 - ・地域などと交流が少なく孤立している。
 - ・小さい子どもを家に置いたまま外出している。
 - ・子どもの養育に関して拒否的、無関心である。
 - ・子どものけがについて不自然な説明をする。

児童虐待とは…？

- ・身体的虐待＝殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- ・ネグレクト＝家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
- ・性的虐待＝子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ・心理的虐待＝言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV)など

児童虐待かもと思ったら、すぐにお電話ください。

子育てに関する悩みがある場合も、お気軽にご相談ください。

- ▷連絡先
 - ・子ども課子ども福祉係(☎@3111内線194)
 - ・児童相談所全国共通3桁ダイヤル



子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てにおいて、しつけと称して、たたいたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。

次のポイントを心掛けながら、子どもに向き合いましょう。

- ①子育てに体罰や暴言を使わない
- ②子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない
- ③爆発寸前のイライラをクールダウン
- ④親自身がSOSを出そう
- ⑤子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援

被災跡地(市有地)の売り払い・貸し付けを行います

▷申込先/問い合わせ先＝土地利用課(☎内線353・347)

市では、防災集団移転促進事業により買い取った市有地について、その有効活用を図るため、土地の売り払い・貸し付けを行っています。

買い受け・借り受けを希望する人(市外の人も可)は、申込資格や申込方法などを募集要項で確認の上、申し込んでください。

募集内容など

▷対象物件＝募集する土地の所在は、下表のとおりです。土地ごとの詳しい情報については、市ホームページをご覧ください。

地区	字名
盛	内ノ目、宇津野沢、下館下
大船渡	新田、永沢、下平、砂子前、下船渡
末崎	船河原、峯岸、内田、細浦、神坂、小細浦、山岸、小田、高清水、大田、鶴巻、門之浜、中森、西館
赤崎	後ノ入、山口、大立、永浜、清水、蛸ノ浦、鳥沢
綾里	岩崎、館ヶ森、田浜上、田浜下、八ヶ森、平館、港
越喜来	鬼沢、杉下、所通、泊、仲崎浜、浪板、東崎浜、甫嶺、前田

※今回は新たに25筆を追加し、213筆の土地について募集します。

▷利用用途＝店舗の再建をはじめ、駐車場など、復興に資する目的で幅広く活用できますが、環境保全上不適切な用途で利用することなどは認められません。

▷対象物件の情報や募集要項の入手先
市ホームページ、市役所本庁3階災害復興局土地利用課
※募集内容に関することは、土地利用課にご相談ください。

■売り払いについて

▷売払価格＝不動産鑑定評価を実施した上で決定した適正な時価
▷契約時期＝国庫補助金の精算事務が完了してから売買契約を締結します。

■貸し付けについて

▷貸付期間

- ・建物所有を目的としない場合＝1年未満
- ・建物所有を目的とする場合＝10年以上30年以下

▷年額貸付料

- ・農地として利用する場合＝1㎡あたり10円
- ・農地以外に利用する場合＝適正な時価×2.5% ※2.5%は平成38年3月31日までの減額措置です。それ以降は5%となります。
- ※1年未満の貸付期間分は日割り計算します。

申込期間

11月7日(火)～24日(金)

買受人・借受人の決定方法

申し込みがあった土地について、申込資格などを確認の上、次のとおり買受人・借受人を決定します。

- ・同じ土地に申し込みが1件だった場合
申し込んだ人を買受人、借受人として決定します。
- ・同じ土地に複数の申し込みがあった場合
買い受けを希望する人を優先として、募集要項に定める優先順位で買受人、借受人を決定します。

市有地について

募集している土地(募集予定を含む)には、次のような看板を設置しています。

市有地

(防災集団移転促進事業により取得)

この土地に関するお問い合わせは下記まで

大船渡市災害復興局土地利用課
0192-27-3111

